

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 落 合

誠

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>吉川市大字吉川字屋敷付一五四〇番一地从先から 同市大字吉川字屋敷付一五一六番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年七月五日 午前九時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長八七・九四メートル ある。 道路予定区域の供用開始で 事務所長告示第九号で告示した び平成三十年十月十六日付 け埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第三十四号及 事務所長告示第三十四号及 日付け埼玉県越谷県土整備 平成二十四年十二月二十八</p>	<p>備考</p>